（個人情報の保護に関する規程等の策定及び公表）

第４条　財務省関係事業者は、個人情報の保護に関する法令、基本方針及びこのガイドライン等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、個人情報の保護に関する規程を策定し、これを遵守するものとする。

２　財務省関係事業者は、その事業活動に対する社会の信頼を確保するため、個人情報の保護に関する考え方又は方針に関する宣言（以下この条において「個人情報保護方針等」という。）を策定し、公表するものとする。

３　個人情報保護方針等には、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一　利用の目的に関すること。

二　適正な取得に関すること。

三　安全管理措置（委託先の監督を含む。）に関すること。

四　第三者提供の制限に関すること。

五　保有個人データの開示、訂正及び利用停止等に関すること。

六　苦情の処理に関すること。

４　財務省関係事業者は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、常に個人情報の取得等及び管理の状況等を把握し、個人情報の保護に関する規程及び個人情報保護方針等の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

第２章　個人情報の取得等

（利用目的の特定）

第５条　財務省関係事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

２　財務省関係事業者は、利用目的の特定に当たっては、個人情報がいかなる事業の用に供され、いかなる目的で利用されるかが本人にとって一般的かつ合理的に想定できるよう努めるものとする。

（利用目的の変更）

第６条　財務省関係事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

２　財務省関係事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

３　第１項に規定する範囲を超えて利用目的の変更を行う場合には、次条の規定により、本人の同意を得なければならない。

（利用目的による制限）

第７条　財務省関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第５条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

２　財務省関係事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

３　前２項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一　法令に基づく場合

二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（適正な取得）

第８条　財務省関係事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第９条　財務省関係事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

２　財務省関係事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

３　財務省関係事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

４　前３項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該財務省関係事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

５　インターネットその他の高度情報通信ネットワーク上でその付随する機能を用いて、本人から自動的にメールアドレス等の個人情報を取得することとなるときは、その事実と利用目的を通知し、又は公表しなければならない。

６　財務省関係事業者は、未成年者から個人情報を取得する場合には、対象となる者の判断能力に応じた平易な表現で利用目的を明示し、必要に応じて当該未成年者の保護者の了解を得るように促すものとする。

第３章　個人データの管理

（データ内容の正確性の確保）

第10条　財務省関係事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第11条　財務省関係事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

２　財務省関係事業者は、前項の安全管理について、財務省関係事業者内部における責任体制を確保するため、個人情報保護管理者を設置するとともに、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

（従業者の監督）

第12条　財務省関係事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

２　財務省関係事業者は、前項の監督を行うに当たっては、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じて、個人データを取り扱う従業者に対する教育及び研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

（委託先の監督）

第13条　財務省関係事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

２　財務省関係事業者は、前項の監督を行うに当たっては、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

３　財務省関係事業者は、第１項の監督を行うに当たっては、適切な者を選定して委託契約を結ぶとともに、当該契約等において次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　委託先の個人データの取扱いに関する事項

二　委託先の秘密の保持に関する事項

三　委託された個人データの再委託に関する事項

四　契約終了時の個人データの返却等に関する事項

第４章　個人データの第三者提供

（第三者提供の制限）

第14条　財務省関係事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一　法令に基づく場合

二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。